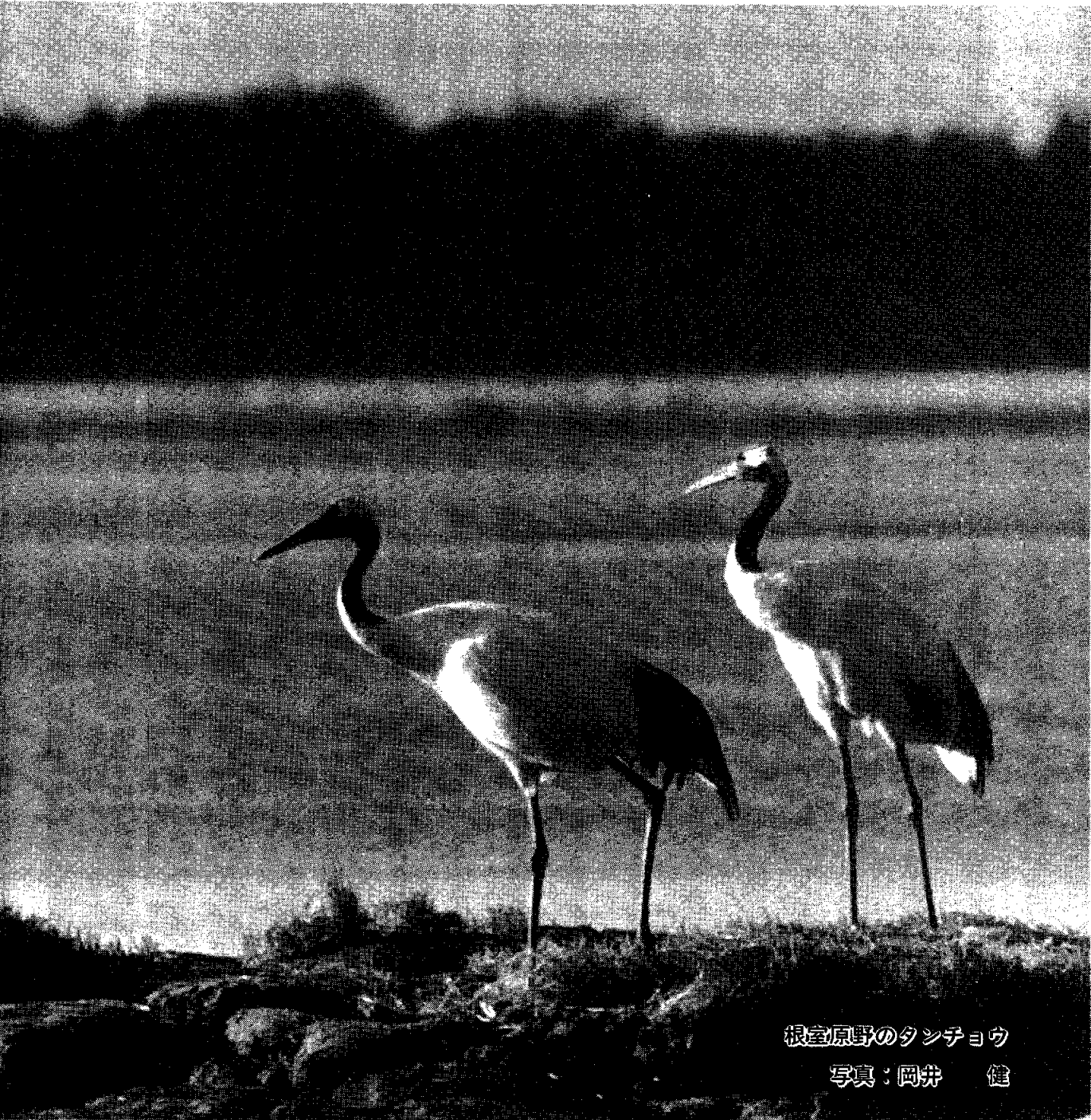


北海道自然保護協会会報  
Nature Conservation Society of Hokkaido

1991年1月号

No. 73

# NC HOKKAIDO



根室原野のタンチョウ

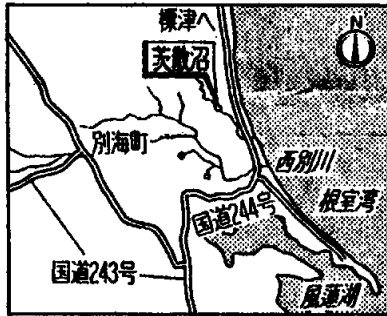
写真：岡井 健

# バラサン沼売却問題が残した教訓

バラサンを守る会 岡井 健  
事務局 長

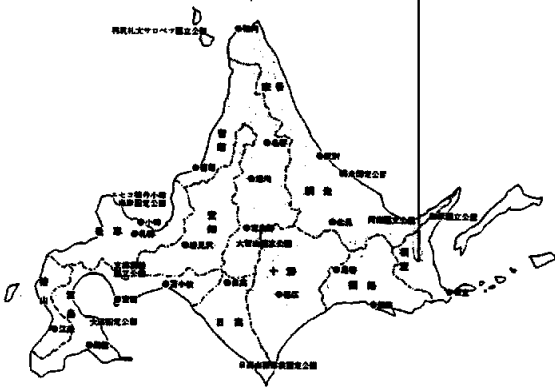
私たちの住む道東の別海町は、訪れる人達がこぞって、雄大な自然を称賛して帰って行く。しかし感動の対象となっていて、広大な牧草地で牛が草を食む景色や、どこまでも続く真つぐな道は、本来の別海の自然の姿ではない。手付かずの根室原野を探すには、それなりの努力が必要になるほどになってしまったのである。

そうした残り少ない根室原野景勝の地、茨散沼周辺の町有地売却問題



が表面化したのは、九月末の町議会の新聞報道であった。友人と二人で売却中止運動に具体的に取り組み「バラサンを守る会」を結成したのが十月十四日。なにかもが慌ただしく、具体的な展望も理論的な根拠も浅く、ただただ茨散沼を守りたい一心で取り組み、全てが手探りのゼロからの出発であった。

以来考えられるあらゆる事を行ってきた。ゴルフ場問題に取り組み始めている神原さん、道自然保護協会、



北大の小野先生、日本野鳥の会会員の方々、樽前自然教育研究所の三浦先生、根室でゴルフ場問題に取り組みされている松尾さん、別海町町議会議員といった方々を通じ情報を収集し、関係機関へ要望書の提出を依頼した。一方で地方自治法に目を通し、関係書類文献を読み漁って理論武装をし、講習会を開催、出席し、町長へ要望書を提出し、新聞に投書をし、会員の拡大を間断無く続け、町議会議員と農業委員へ会報や関係文書を途切れることなく送り続け、町へ幾度となく直接質問に赴き、民有地所有者に様々なかたちで接触を図り、類似問題を抱える団体との連携をとり、国土計画への質問状を送りつけ、会員の交流と情報交換と活動の拠点のために事務所を開設し、探鳥会を開催し、報道機関に資料送付して理解を求め、カンバンを目に付く程度の数まで立てて歩き、有力議員へ直接説得に歩き、新聞に折り込みチラシを入れ、地域の関係団体へ共闘を申し入れ、十二月十八日の定例議会で可決への機運が高まると、タイムリミットに向けて十一月末に総力を上げ一斉に署名活動に取り組み始めた。

十二月一日、本会の小暮会長、三浦理事、土方理事の三名が別海町役場

に直接要請に来ていただいたのが大きな転機になって、町は四日に同議案を撤回した。この間たった五十日で、国土計画を排除したのは多分記録的なことだと思ってる。それは前述の活動を支えた会員（当初会員は三十名足らずであったが、現在は百五十名になっている）の活動と、夕張や札幌での自然保護運動の集会に出席し、全道レベルでのつながりが出来たことが大きい。それに自画自賛になって恐縮だが、五十日の間に機関紙「バラサン通信」を実に十二号出版したことも、会員相互のつながりと拡大及び理論武装に果たした役割は少なくないと考えている。

だが、町長の撤回理由は、小暮会長の説得と国土計画が購入を見合わせたことの二点を上げているに止どまっている。私達の提起した本質的なことは積み残しにされたままである。即ち、

- 一、環境保全の問題
- ・手慣れた開発の論理だけで別海町の未来を語っていること
- ・身近にある自然の評価が低く、価値に気付いていないこと
- ・地球規模で、環境問題を語る高尚さ、論理がないこと
- 二、民主的手続きの問題
- ・売却地周辺の事前調査、住民との

協議等の取組が全くなかったこと  
・まず売却ありきと、町民に勘ぐられるような先走りがあったこと  
三、リゾート開発、地域振興のありかた

- ・地域活性、農業への危機感、過疎化等をテコにやはり従来の開発の論理しかもっていないかったこと
- ・リゾートの企業誘致に、ヴィジョンなどなく地域活性、波及効果等という淡い期待感しかなかったこと

以上三点にまつたく触れようとせずに置き去りにしたまま、町は何事もなかったかのように、この問題の終結を図ろうとしている。しかし、問題の本質が解決していない以上、より狡猾になった自治体、企業は機を窺っているに違いない。

町の議案撤回で中止になったが、実質たった五日ほどの署名活動で、二、五〇〇名を超す署名を過疎の地で獲得した意義は大きい。今後の活動に向けて会員の自信と確信の抛り所となり、活動定着の基盤となるであろう。

私達は今、バラサンを守る会を解散することなく、「バラサンを別海の自然保護運動の出発点に」を合言葉に、新たな運動へと歩み出そうとしている。

## コメント

### 土方 晃

バラサン沼周辺の売却予定地は、国指定特別天然記念物のタンチョウをはじめ、天然記念物のクマガイオシロワシの営巣が確認されている地域である。以下、この度の売却計画に関係する文化財保護法の条文をみてみよう。

同法第二条（文化財の定義）四、「動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という）」

第三条（政府及び地方公共団体の任務）「政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。」

第四条（国民、所有者等の心構え）２項「文化財の所有者その関係者は、文化財が貴

重な国民の財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用にも努めなければならない。」

バラサン沼周辺の自然を残すために立ち上がった多くの町民の努力によって売却計画は幸いにも白紙撤回されたが、文化財保護法第三条で地方公共団体に義務づけられている同法の趣旨の徹底は、別海町に関しては、住民に対してではなく町行政内部に対してこそ図られる必要があるのではないだろうか。



# 南千島の自然を知ろう

—ヒグマにもサケを—

## 河崎行繁

ソ連での政治情勢の変化に伴い、南千島の領土権の問題がにわかに関体的になりつつある。しかし、残念なのは多くの議論が政治的、経済的な面に偏っていることである。心情的な面も政治に有利なように選択されているように思える。ここで自然や環境といった面からも、南千島問題を考えてみる必要があるのではないだろうか。自然環境、生物相からみると、南千島は北海道(特に東部)と類似点が非常に多いと言われている。ということは、人口や開発程度から想像するに、南千島には、北海道では失われた本来の自然が残っているかもしれないという事を意味する。実際、エトロフ島にはエゾヒグマが棲息しているといわれており、今でも豪快にサケを取っているかも知れないし、シマフクロウ、クマガ

ラもいるかもしれない。また、自然

環境は人工的領土権とはまったく独立なものであり、従って、北海道、千島のどちらにとっても、相手側の環境変化は自分の側にはね返ってくるであろう。

現在、ソ連は自国の開発のために日本の積極的関与を期待しているし、日本の側も種々の開発を考えているようである。日本国内では開発発展の大義名文のために、どれくらい不可逆的に環境が破壊されたかは皆様御存じと思う。もし、南千島でも同様の事が起こったらどうなるであろうか。気候的に厳しい南千島の環境の破壊は日本国内でのそれよりより深刻であろう。特に、大型ほ乳類、鳥類にとってはまさに死活問題であろう。南千島が日本に返還されようがされまいが、日本とソ連の双方の利害が一致した場合、大々的に開発が行われる可能性が高い。し

かし、開発が進められる前提として、その地域での自然環境を調べ、それとどのように調和をとるべきか、そして、一時的ではなく持続的に自然の恵みを受けるにはどのような開発をすべきか等が明らかにされなければならぬ。

野生生物が主人、人間はお客という島々が日本の近くにありといることは、我々のイライラに対する特効薬となるだろう。

病気になるから治療によって完治させることは不可能なことがほとんどであるが、予防ははるかに簡単に安く出来るのである。

以上のような理由から早急に南千島の自然環境調査をする必要があると私は考える。このことを踏まえて北海道自然保護協会として以下の事柄を実行する事を希望したい。

(1) 南千島の自然環境に関する情報

を収集する。日本とソ連の両方から情報を集める。

(2) 南千島の自然環境を調査する。

(3) 日ソ両政府、各自治体に自然環境を考慮することを主体として将来計画を作るよう働きかける。

(1) に関して

これがまず最も手早く行えることであろう。日本側の資料としてどのようなものがあるのかはわからないが、日本領時代の資料、旧住民の方々の情報等が役立つのではないかと。水棲動物については農林水産省、漁業組合等にも資料があるかもしれない。ソ連側ではソ連農業省に自然保護、禁猟区研究所というのがあるらしいが、このような機関と連絡をとるのがまずやりやすいのではないだろうか。

(2) に関して

日本側から研究者が南千島へ行って現地を調査するには、現段階ではかなり困難が伴うであろうが、ソ連側の研究者と連絡をとって何とか実現してほしい。現在、日ソ間で地方自治体レベルでの接触が何件か行われているので、ソ連の地方自治体と直接接触することも考えられる。

(3) に関して

これは非常に政治的な問題である

う。しかし、各国にある国立公園の国際版として、国際公園のようなものを考えても良いのではないだろうか。現に、南極に関しては南極条約という国際的協定があり、南極の開発を規制しているのだから、実現性の無いことでは無いだろう。アメリカとソ連の間では「インターナショナル ピースパーク構想」というものがあるときいているので、日ソ間でも可能性はあろう。南千島の問題から発展して（または、平行して）、シベリア全体の開発についても、自然環境問題を第一として計画が進められるように働きかけられれば理想である。

最近のソ連に関するニュースをみると、ソ連では環境問題はまったく考慮されていないかのような印象を受けるが、実際にはむしろ日本より進んでいる点も多いらしい。（たとえば絶滅の危険性のある野生生物に関するレッドデータブックの充実度、ウランゲル島の全島の生態系の保護活動等があり、更に、環境科学の祖、ウエルナツキーを生んだ国でもある。）従って、ソ連側のポテンシャルは非常に高いと思われるので、日本側との共同作業は十分可能性があるのではないだろうか。ただし、ソ連は経済的にかなり苦しい状態にある

ということなので、日本をはじめとする資本主義諸国の開発提案には無批判に飛びつく可能性がある。その意味で、これは緊急を要する問題である。

なお、私個人としてもできる範囲で活動したいと思っており、情報をお持ちの方、この問題に関心のある方はご連絡くださるようお願いしたい。

### 連絡先

勤務先

〒194 東京都町田市南大谷十一

三菱化成生命科学研究所

電話 ○四二七―二四―六二八九

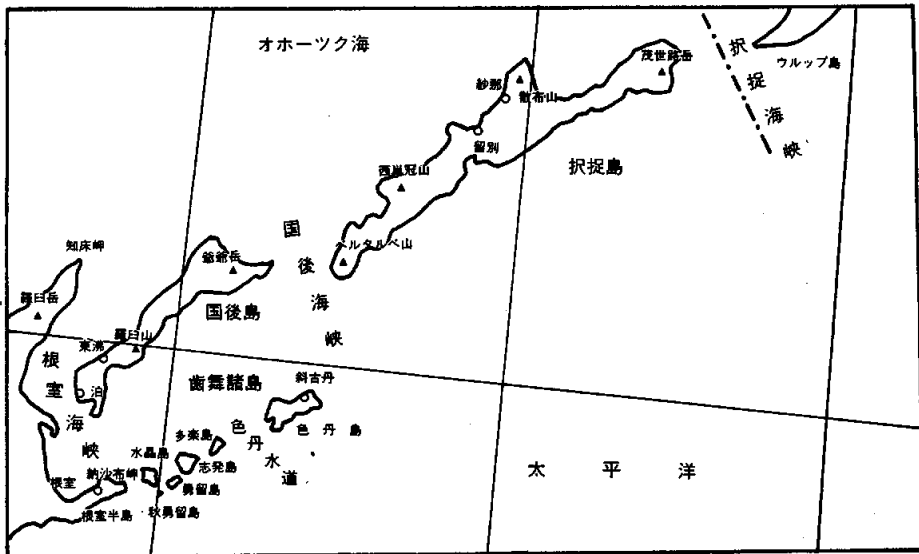
自宅

〒194 東京都町田市

南大谷一四二六―九

ラファイネ町田B四〇三

電話 ○四二七―二一―三〇四一



# 第1回ゴルフ場問題北海道集会

柳 沢 信 雄

十一月十七日、北海道ゴルフ場問題情報ネットワーク、北海道自然保護協会及び北海道自然保護連合の呼び掛けで、「めざせ！ゴルフ場全面凍結・リゾート法廃止」をスローガンに、第一回ゴルフ場問題北海道集会在開催された。

道が「ゴルフ場開発規制に関する要綱」を策定した直後でもあり、まず小暮会長から「本道のゴルフ場数量が既に過剰であるとの基本的認識に立って、道に対し新增設の全面凍結を要望した」こと、また「審議会では要綱の法的拘束力の問題、ゴルフ場以外の広域開発の問題、例外規定の問題等が議論された」ことなどの説明があった。続いて神原昭子さんが「道は全国で最も厳しい総量規制だと言っているが、最も寛大な例外規定を設けている」と要綱の問題点を指摘した。

基調講演は「リゾート開発の本質——北海道の自然は誰のもの——と題して、北大苫小牧演習林長石城謙吉氏が国土総合開発計画の歴史を踏まえ、リゾート法の誤りと地域自然の大切さ、地域住民の幸せを第一とする開発の方向を示唆された。

各地からの報告では、遠く根室市、別海町、えりも町をはじめ、旭川市、比布町、小樽市、苫小牧市、白老町、

厚真町、早来町、長沼町、千歳市、広島町、恵庭市など道内各地から、切実な問題や様々な取組みが熱く語られた。また、参加できなかった函館市、七飯町、栗山町、砂川市、平取町、上士幌町、美瑛市からも電話や手紙が寄せられた。

各地報告の後、北海道ゴルフリゾートの山田代表から「道内ゴルフ会員の相場が下がってきた」こと、また、「この度の開発規制要綱を、業界は非常に厳しい内容と受け止めており、中小の開発企業の中には撤退するものも出るであろう」等、中々聞く機会の少ないゴルフ場業界の状況について説明があった。

最後に、ゴルフ場開発全面凍結・リゾート法廃止を求めるアピール文を採択し、これからも粘り強く活動することを誓い合った。

翌日は千歳・早来のゴルフ場見学バスツアー。車中では平井百合子・神原昭子



両氏の説明を聞きながら、時には白熱した論争にまで発展しかねない意見の交換もあり、実に有意義な時を過ごせた。また造成中や完成間近のゴルフ場に足を踏み入れ、各自五感で認識の筋金を強めることもできた。

最後に、今回の交流集会、バスツアーに参加された方々やご協力をいただいた方々に衷心より感謝し、報告とする。

## 保母武彦先生講演会

小野有五

十一月十日札幌（協会後援）と夕張（協会主催）において、島根大学教授保母武彦先生の講演会が開催された。いずれも大変感銘深く、かつ有益であったが、ここでは夕張市民会館で行われた講演会について報告する。

「地域再生とリゾートを考える—環境保全型地域経済の創造—」

参加者約七〇名

〔講演内容要約〕

リゾート開発には外部資本の企業による「外来型」と地域住民による「内発型」があるが、両者を経済効果の点から比較すると「内発型」の方が優れている。「外来型」の例として、兵庫県淡路島リゾートでは、開発の経済効果としての生産誘発総額二、〇一一億円の内、地元には約二九%しか還元されず、しかもその内八〇%はリゾート企業・運輸業が占め、地元の農林水産・サービス業に還元されたのはわずか二〇%であった。「内発型」の典型例である新潟県塩沢町の石打丸山スキー場をみると、ここでは二七六戸の農家がスキー場開発を始め、住民の経営参加、農業との両立、スキー文化の振興を旗印に、年間入込客数が数百万人に達する規模にまで成長している。リゾートのみ外来企業と契約している

が、旅館・ロッジ・食堂・商店など九三軒すべて町民の経営である。その特徴は、(一)収奪型の外来資本でないために経営に無理がないこと、(二)スキーを核にした文化・教育の充実にあると言える。

最も強大な外的圧力に国の直轄事業がある。それが地域住民の生活に役立つものでないときは、住民自らが判断し、行動しなければならぬ。中海・宍道湖の淡水化事業を中止に追いこんだ島根県の住民運動がその例である。このような住民運動の要点は、(一)圧倒的な世論づくり、(二)無党派でなく諸党派の運動に、(三)丹念な科学論議と政策提言型運動を、(四)運動は楽しく茶の間まで、(五)情報化時代にふさわしい住民運動づくりを、(六)住民運動の質を高める女性の参加を、という六つの点にまとめられる。

地域の命運に責任をもてるのは地域住民において他にない。夕張の皆さんの、歴史に残る壮大な運動とその成果に期待している。(以上)

三時間に及ぶ講演は、実に分かり易くまた示唆に富むものであった。

講演会後の交流会でも、先生は明け方近くまで参加者と意見交換をされ、その後美瑛富士スキー場計画地の視察に行かれたのである。保母先

生の熱意に深く感謝する次第である。最後になったが、知事からメッセージを頂戴したので披露する。

〔メッセージ〕

私たちのふるさと・北海道には、優れた自然環境に恵まれた地域が、数多く残されています。私は、この北の大地の風土に根差した生活文化を守り育て「自然と環境に優しい地域社会」づくりに取り組んでいくことが、何よりも大切であると考えています。

最近、地域活性化のためのリゾート計画が、道内各地で検討されていますが、北海道の恵まれた自然環境を生かした、人と森林、人と動物が共生できるリゾートの開発を進めていくことが重要だと思えます。

道では、本年十一月に「北海道リゾート開発指針」を策定し、開発にあたっての基本的な考え方を示して、今後の関連施策を進めていく考えですので、皆さんのご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

最後に、このたびの「ふるさとリゾートを考える後援会」を主催された、北海道自然保護協会のますますの発展を祈念し、ごあいさつとします。

# 陳情書 要望書 意見書

ゴルフ場開発の規制に関する要望  
一九九〇年十月二十二日  
北海道知事横路孝弘殿

(附)北海道自然保護協会

会長 小暮 得雄

当協会は、さきに風蓮湖周辺ゴルフ場の建設計画に対して反対の意見(本年一月十六日付)を表明した際、当面、北海道内におけるゴルフ場計画のすべてが全面凍結されるべき旨を要望しました。

すでに多方面から指摘されているように、ゴルフ場の建設は、森林の喪失をはじめとする大規模な自然生態系の破壊をもたらし、さらには、地域の生活環境に対しても深刻な悪影響をおよぼす虞れがあります。にも拘らず、本年二月に策定された暫定措置のもとで、依然として道内ゴルフ場が漸増傾向にあることを遺憾としなければなりません。ゴルフ場規制要綱の策定が取沙汰されている現在、当協会は、本道の豊かな自然環境を保全する立場から、重ねてつ

ぎの諸点を要望いたします。

- (1) 道内ゴルフ場の新・増設計画に関わる許認可を凍結すること。
- (2) 要綱(ないし条例)による規制にあたっては、とりわけ自然環境の保全に配慮し、実効ある措置を講ずること。
- (3) ゴルフ場問題に関する適正な検討機関を設けること。

〈趣旨〉

(1) 大規模なゴルフ場の開発がもたらす影響はまことに深刻である。森林の伐採にともなう公益機能の喪失、野生動植物への影響、降雨貯留による水量の減少、農薬の多投による環境汚染など、その弊害は枚挙にいとまがない。農地や造林地の転用、あるいは土砂流出による漁場の破壊等がもたらす農林水産業への影響も看過しがたいであろう。昨今のゴルフ場造成ブームは、かならずしも地域の内発的ニーズやゴルフ愛好者の欲求に支えられたものではなく、地価が安く自然の豊かな本道が、企業投機の標的に選ばれ、企業の経済論理に冒されている、という側面が濃厚である。税金や雇用の増加、域内消費の拡大など、ゴ

## 自然 事典 豆

24

### ビオトープ

辻井達一

(北大農学部教授)

小生物圏とも訳されるが、むしろビオトープとそのままに使われることが多い。ドイツで始められた考えて、複数の生物がそれぞれの生活を維持できるような環境条件を備えたある規模のエリアを指す。

そこには池や沼、そして流れも必要だしさまざまな植物も生えていなければならない。田圃の整備がある意味で進みすぎて、川も護岸されつくし、道路も隅々まで舗装され、森林も単一な植林に置き換えられたのに対して、もっと複雑で多様な条件設定が田圃の健康のために必要であり効果的であるはずだ、という反省から生まれた。

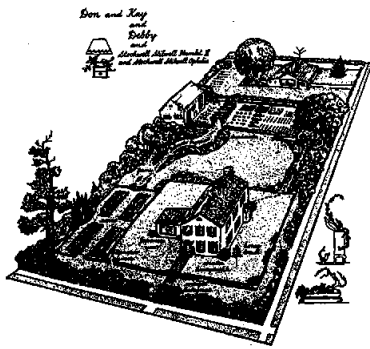
これはドイツでの発想だが、考えてみると日本で昔からあった鎮守の森への回帰、そして少し以前からあったトンボやドジョウ、そしてホテルを生活空間に呼び戻そうという指向と同じである。

ビオトープなどというと全然、新しい考えのようだが昔懐かしい風景の再現だと思えばよい。しかし、これは田圃を昔に帰そうとい

うのではない。近代的な田圃の中にもうまく組み込むことを考えなければならぬ。

ビオトープをさらに展開した考え方にエコトープがある。これはもちろん生態圏ということになるが、現在使われているビオトープには既に生態的概念が組み込まれている場合が多いから、特に区別して取り扱わなくてもよいだろう。

(図)はWatts:Reading the landscape(1960)





ゴルフ場に期待される地域振興の効果も疑問であり、ゴルフ・リゾートの乱立による共倒れの危険さえ孕んでいる。この際、ゴルフ場の新規開発を全面的に凍結して、ゴルフ場ブームの帰趨を冷静に見究めるべきであろう。開発は易く、失われた自然の回復は難しい。道内ゴルフ場の数量はすでに過剰で、これ以上の開発は不要である、というのが当協会の基本的認識である。

(2) 各層・各方面の意見集約の結果、ゴルフ場新・増設の余地を残し、要綱(ないし条例)による規制という方向をとるばあい、開発による悪影響ないし弊害を最小限にとどめるため、少なくとも以下のような実効をともなう規制措置を講ずることが必要である。

- ① 自然公園区域ないし「すぐれた自然地域」における造成をみとめないこと。
- ② 厳格な環境アセスメントの実施を条件とすること。
- ③ 地域住民の意向を尊重し、企業に環境保全協定の締結を求めること。
- ④ すべての開発計画につい

て、その適否を、行政の責任において厳格に審査すること。

⑤ 既設および造成中のゴルフ場についても、可能なかぎり新しい規制を準用すること。なお、本道のゴルフ場が全体として一定の限度を超えないよう、相当の歯どめを設けることが望ましい。

(3) 問題の重要性にかんがみ、ゴルフ場問題を正面から検討し、監視し、適宜、道行政に建議する役割をもつ、公正な機関を早急に立案・設置すべきである。その際、行政担当者・関係分野の専門家とならんで、住民サイドの代表および自然保護団体の代表若干名が構成メンバーに加わるべきであろう。同機関は、既設のゴルフ場をも視野にいれながら、要綱(ないし条例)が発効した後は、その運用を注視し、必要に応じてその見直しを建議する役割を負うことにな

国立公園等の国有林経営に一般会計予算を導入することについての要望書

一九九〇年十一月二日

農林水産大臣殿  
大蔵大臣殿

(北海道) 北海道自然保護協会

会長 小暮 得雄

現在、林野庁所管国有林の経営は膨大な累積債務をかかえ、深刻な経営危機に直面するなかで、経営改善の努力が続けられつつあると承知いたしておりますが、その前途はますます困難な様相を呈しており、国有林が本来はたすべき国民の共有財産としての森林の諸機能の発揮に悪い影響を与えることが懸念されております。

そうしたなかで、とくに近年は国有林が担うべき自然保護の役割への期待が高まっており、各種の施策の振興が必要となりますが、とくに自然保護を主たる目的とする森林では木材生産等の収益はほとんど期待できないことから、下記理由の通り、国立公園および国定公園、鳥獣保護区等自然保護を主目的とする国有林の経営に要する経費は一般会計からの繰り入れで行えるよう、特段の措置を講ぜられるよう要望いたします。

## 記

1 公益的機能の発揮と木材生産による収入確保は両立し難いこと

本年八月に公表された林政審議会による「今後の林政の展開方向と国有林野事業の経営改善」(中間答申)では、国有林を(ア)国土保全林、(イ)自然維持林、(ウ)森林空間利用林、(エ)木材生産林の四タイプに類型化し、それぞれ機能維持の向上をはかるべきことを提唱している。このうちとくに公益的機能を主目的とする(イ)では収入確保が困難であることは、答申文に「自然保護の要請に応じた伐採量の減少から収入確保が困難となっている」とあることから明らかである。

しかし、その森林の維持経営に要する経費については「適切な費用負担を検討する必要がある」と抽象的に表現されているのみである。現在の財政事情は厳しいとはいえず、これは昭和四十年代の中央森林審議会や林政審議会が「非収益事業の経費は原則として一般会計負担とする」とを答申したこと、さらに昭和六十二年の国有林野事業改善特別措置法の改正に際して、衆・参両院で付された「国有林野事業の公益性にかんがみ、一般会計からの繰り入れ等財政上の援助措置を積極的に講ずる

よう努めること」という付帯決議の精神からみても、消極的である。

一方、本年四月に総理府が発表した「森林と生活に関する世論調査」によれば、国民の七割以上が森林経営に「開発より保護」を求めているという(読売新聞一九九〇・四・一六)。

したがって代表的な自然保護地域である国立公園、国定公園、鳥獣保護区、さらに林野庁が新たに打ちだした森林生態系保護地域等の国有林の管理経営に要する経費は一般会計負担で行うべきである。

2 国立公園内では林業等の収益事業を行わないのが世界的な潮流であり、優れた自然環境を保全するのは国有林本来の使命であること

国際自然保護連合(IUCN)が定めた国立公園(National Park)の定義には、国立公園内全域での開発(Exploitation)および居住(Occupation)を排除し、防止する項目を含んでいる。しかし日本は狭い国土に多くの人口を擁し、歴史が古く、土地利用も錯綜しているため、国際自然保護連合の規定する国立公園とは異なった「地域制」を採用し、国立公園内で農林漁業等、国立公園目的以外の土地利用をある程度は容認している。

これは日本の国土の実状からみてやむを得ない制度ではあるが、現在の国立公園等の土地利用で自然保護上もつとも問題を起しやすいは、収入確保に傾きがちな国有林の伐採や土地処分と、リゾート開発(国有林の活用を含む)である。

例えば先年、知床国立公園内で起こった森林伐採問題も、その背景には国有林の赤字経営があった(北見営林支局が「知床森林伐採」の先行的モデルと公表した国立公園隣接地のヘリコプター集材による伐採は、昭和六十年年度の林業白書で「収入確保」による「経営改善」の模範事例に位置づけられている)。また北海道営林局が自然観察教育林に指定し北海道自然百選にも選ばれた小樽の長橋苗圃は、国民に対して国有林の役割を理解させる絶好の地区であるにもかかわらず、赤字経営を理由に地元へ払い下げられようとしている。

さらにリゾート法(総合保養地域整備法)に基づき国土庁が基本構想を承認した地域の多くは国立・国定公園地域に関係しているが、その国立公園等の大部分は国有林に占められているのが実態で(日本の国立公園の六二%、北海道の国立公園の九一%が国有林)、最近は国有林のリゾート開発等への活用もよりこんだ森

林の保健機能の増進に関する特別措置法が立法され、民間活力による誤った方向へのリゾート開発も加えて、日本の国立公園はますます国際的な国立公園像から離反していることが懸念されている。

このように、現在の国有林の経営上の圧迫から貴重な国土の自然環境が損なわれるようなことがあれば、国有林本来の使命を果たせないばかりか、国家百年の大計からみてまことに憂うべきことである。これらに国有林が適切に保護されることは、日本の自然環境の保全にきわめて大きく貢献するものである。よって国立公園を始めとする主要な自然保護地域に含まれる国有林の経営に要する経費は一般会計で負担される必要がある。

## 要 望 書

一九九〇年十一月十日

別海町長 佐野 力三殿

(御)北海道自然保護協会

会長 小暮 得雄

貴町がかねてより、その豊かな自然環境と調和する一大酪農郷を建設され、また多様な藻場環境に立脚した沿岸漁業を振興されていることに、深い敬意を表するものであります。

さてこのたび、地元の本協会会員の訴えによりますと、貴町が茨散沼周辺に保有されている町有地を、大手開発会社に売却する案を町議会に提出されたとのことであります。

御承知の通り、当該地域は、北海道自然環境保全指針に「すぐれた自然地域」として選定されている一方、茨散沼鳥獣保護区にも指定されており、特に特別天然記念物タンチヨウが三組生息し、そのうち二組が沼周辺に営巣し、一九九〇年六月にはその一羽のひなに標識が装着されて放鳥され、その標識鳥の今後の行動が学術的にも価値あるデータを提供するものと期待されているところであります。

また、天然記念物クマガラ・オジロワシの営巣繁殖も行われているらしく、これら天然記念物指定の鳥類が生息しているということは、この地域の森林・湿原・湖沼・生息動物等が織りなす生態系が、抜群にすぐれたものであることの証左というべきでしょう。

同地域の開発計画は具体的にされていない由ですが、売却相手と噂される大手開発会社のこれまでの実績からは、大型リゾート計画があるのではないかと推測されます。豊かな自然環境を保有していた北海道にお

いて、諸種の開発行為によってそれが次第に失われていく趨勢の中で、この地域は、是非とも後世に引き継ぐべき貴重な原生的自然と位置づけられるのではないでしょうか。

貴町におかれては、かけがえのない貴重な自然地域の売却を断念され、隣接民有地を含む自然環境の実態調査を是非実施し、その自然的価値を見直した上で独自の公益的な保全計画を樹立されるよう切に要望いたします。

お願い

一九九〇年十一月十日

山 岸 会 殿

(社)北海道自然保護協会

会長 小暮 得雄

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

貴会が、かねて有機農法の実践や自然を生かした諸種の教育活動を積極的に推進されておられることに深い敬意を払っております。

さてこのたび、地元本協会会員からの通報によりますと、貴会の別海農場の一部、茨散沼隣接区域が、別海町有地と抱き合わせの形で、大手開発会社に売却される計画の由であります。当該地域は、御承知の通り北海道で策定された「北海道自然環

境保全指針」の中で「すぐれた自然地域」として選定されており、近辺湿地には特別天然記念物タンチョウが三組生息し、そのうち二組が営巣していることが確認されております。タンチョウは単に営巣地周辺だけでなく、広く繁殖テリトリーを確保する習性がありますので、貴会所有地も当然そのエリアとしているものと考えられます。

タンチョウは一時期日本では絶滅したと思われていましたが、釧路湿原に少数残存していることが知られて以来、官民一体となって手厚く保護増殖に努めた結果、現在は相当数が釧路・根室地方に生息するようになりました。その気高く優雅な野生の姿は一般の人の目にもふれるようになり、広く親しまれておりますが、生態的には脆弱なものがあり、今後にも注意深い保護策を講ずる必要があります。このように、特別天然記念物タンチョウが生息できる湿原が、各種の開発行為によって次第にせばめられている趨勢の中で、貴会所有の湿原の価値は非常に高いものと言わざるを得ません。

貴会としては売却についてはそれなりの理由があたりだとは思いますが、どうかこの貴重な自然を後世に引き継いで、北海道の湿原の神「サ

ルン・カムイ」として崇められるタンチョウの生息地を開発の手から守るため、つたえられる今回の売却については思い止まって下さるよう切にお願い致します。

敬具





(会場記載のないものは  
事務所で実施・敬称略)

### 第三回常務理事会

一九九〇年八月三十一日

出席者 小暮得雄、俵浩三、紺谷友昭、中野徹三、福地郁子(五名)  
報告

一、蛭山開発問題について  
蛭山の石灰石採掘申請に対し、通産局、道自然保護課とも同意しない意向である旨報告された。  
二、奥尻島調査について

八月末に行った現地調査の結果、三月に協会が要望したことについて何ら配慮されておらず、依然として広大なブナ林が伐採され、海水汚濁が続いていることが報告された。  
議題

一、西幌別土砂投棄問題について  
浦河町西幌別にある旧河川とその周辺部に土砂投棄が行われた件で、浦河町及び土木現業所に工事の中止を申し入れた。その結果工事は中断しているが、今後の対応をどうするか検討した。

### 第四回常務理事会(拡大)

一九九〇年九月二十八日

出席者 小暮得雄、紺谷友昭、柳沢信雄、今村朋信、小野有五、田中敦、土方晃、平井百合子(八名)  
報告

一、西幌別土砂投棄問題について  
九月七日に、室蘭土現からこの問題につき変更案の提示があり、問題を残しながらも幕引きとなった旨報告された。  
二、オロロン鳥の保護対策について

道自然保護課より、天売島のオロロン鳥保護検討委員会への出席要請があり、柳沢理事が出席することが決まった。  
三、講演会等の行事について  
協会主催講演会について詳細が報告され、了承された。

議題  
一、ゴルフ場問題への対応について  
WGより要望書案文が提出され、これをもとに総務とWGで文章をつめることとなった。

二、武佐岳スキー場問題について  
中標津町が計画している武佐岳スキー場問題について、三浦理事の現地視察報告書が検討された。  
三、自然観察事業のあり方について  
WGをつくり検討することとなった。

### 第一二回理事会

一九九〇年十月二十七日

出席者 小暮得雄、鮫島惇一郎、紺谷友昭、中野徹三、柳沢信雄、小野有五、熊木大仁、滝口亘、田中敦、寺島一男、林吉彦、土方晃、平井百合子、三浦二郎(一四名)  
報告

一、武佐岳スキー場問題について  
このスキー場の開発業者が国土計画というところが分かり、別海町のリゾート開発との関係をふまえ、引き続き検討することとなった。  
二、美瑛富士スキー場問題について

「大雪と石狩の自然を守る会」と「ジャパンヘルシーゾーンを進める会」との話し合いは、全く進展していない旨報告があり、引き続き状況を見守ることが確認された。  
議題

一、常務理事の一部交替について  
職務の都合により田中理事が常務理事を辞任し、後任は今村理事の就任が決まった。  
二、役員選出制度の改正について

総務と法務とで小委員会をつくり、検討することが決まった。  
三、自然観察会のあり方に関するWGの発足について  
柳沢、俵、福地、平井の五氏を構成メンバーとし、柳沢理事を座長とする

することが決まった。

四、ゴルフ場規制の要望について  
道国土利用地方審議会に協会意見を反映させる必要から、十月二十二日に要望書を道へ提出した旨報告があり、了承された。  
五、千歳川放水路問題について

開発局より勉強会再開の申し入れがあり、自然保護に資する新提案があれば話し合いに応じることが決まった。  
六、別海町のリゾート開発について  
別海町町有地売却計画は自然保護上大きな問題があるため、売却しないよう要望書を出すことが決まった。

### 第五回常務理事会(拡大)

一九九〇年十一月十六日

出席者 小暮得雄、鮫島惇一郎、紺谷友昭、中野徹三、小野有五、熊木大仁、土方晃、山本行雄(八名)  
報告  
一、別海町リゾート開発について  
町有地売却に反対する要望書を別海町長宛送付した旨報告された。

議題  
一、入会案内の改訂作成について  
紺谷、今村、土方の三理事が担当することとなった。  
二、赤井川リゾート開発について

漁業被害や小樽市水源地取水障害等が発生している問題について、道に調査を要請することが決まった。

第六回常務理事会(拡大)

一九九〇年十二月十三日

出席者 小暮得雄、鮫島惇一郎、今村朋信、紺谷友昭、柳沢伸雄、熊木大仁、田中敦、土方晃(八名)

報告

一、別海町バラサン沼問題について  
十二月一日別海町役場を訪ね、売却を断念するよう重ねて要請したところ、四日別海町長が売却案の白紙撤回を表明した旨報告された。

二、千歳川放水路問題について  
十二月七日の開発局との勉強会は新提案と呼べる内容はなかった。

議題

一、美瑛富士スキー場問題について  
地元自然保護団体と連絡をとり、タイミングを誤らないよう対処することが決まった。

二、役員選出制度の改正について  
各理事が意見を述べ、次回以降さらに検討を重ねることになった。

新会員紹介

90・6・9、90・10・27現在

〔個人A会員〕

山口 泰弘	山崎 文代
篠野 悦子	村田 香代子
山本 勤	松岡 幸子
田中正 邦	鈴木 勝司
木村 英明	日下部 忠一
菊地 政光	板谷 秀雄
村上 惠美子	佐藤 秀雄
中西 正人	五十嵐 幹雄
沢田 卓	岩田 茂子
加藤 久美子	佐藤 正嘉
高橋 記代子	白川 武士
一戸 静夫	相崎 康彦
下村 幸郎	川原 範之
金谷 栄一郎	宮崎 真智子
山口 敏孝	金田 博邦
田中 清一	榎本 浩之
佐藤 清一	須山 民子
山口 敏孝	濱野 徳子
師尾 寿子	菊地 寛
山岡 敏彦	早坂 道子
横山 幸一	
〔B個人会員〕	
山口 稔子	中西 悦子
一戸 征子	白川 栄子
〔学生会員〕	
寺田 年延	清水 千晴
山谷 慎子	
〔団体会員〕	
(株)恵北包装資材	

講演会のご案内

地上最大の再生産力をほこるなぎさ、野生動物をはぐくむ母なる森林、これらについて現場を熟知した専門家の、わかり易く楽しい自然講話を企画しました。

日時／二月二日(土) 午後二時～五時  
場所／札幌市教育文化会館

札幌市中央区北一条西三十三丁目

内容／「海・なぎさの自然とその利用」

講師 豊島 貢氏(拓銀総合研究所主任研究員)

「山・森林の機能とその管理」  
講師 栗林 賢一氏(元帯広営林局技官)

雪だるま基金

札幌市公園緑化協会

評議員会一同 一八、八四〇円  
美林ツアー参加者一同 二二、四五三元

阿寒マリモ保護会 一二、二一〇円  
藤田 至則 五、〇〇〇円

佐々木 栄松 一、〇〇〇円  
高田 法雄 一〇、〇〇〇円

塩野入 忠雄	一、〇〇〇円
北村 博三郎	二、〇〇〇円
神津 文雄	一、〇〇〇円
竹節 春枝	四、〇〇〇円
八木 信之	二、〇〇〇円
原 五郎	二、〇〇〇円
協会懇親会参加者一同	四、三四五円
六力所村核燃サイクル	
反対学習会一同	五、〇三五円
歩々の会	一〇、〇三一円
坂本 ツル	五〇、〇〇〇円
藤沢 伸子	六、五〇〇円
河村 静一	二〇、〇〇〇円
札幌八高会一同	四、一〇〇円
デラマン会一同	一九、〇〇〇円
八高ポルト部OB会一同	一〇、〇〇〇円
石森 善太郎	二、〇〇〇円
前田 隆一	五、〇〇〇円
安俱樂部一同	五、九四六円
本多 勝一	一〇、〇〇〇円
北海道自然観察指導員	
連絡協議会一同	六、六六六円
札幌弁護士会公害環境	
委員会一同	一五、五〇〇円
非核の政府の会一同	二、〇〇〇円
津原 巴里	二、〇〇〇円
北海道花の名店会	五〇、〇〇〇円
上湧別町民大学一同	六、一五三元
その他	二、一九九円
坂本ツル様からは、	故坂本直行氏

の遺作売上金をご寄付いただきました。  
た。

☆ありがとうございます（敬称略）。

（訂正：前号掲載の中島信義様は牛島信義様の誤りでした。お詫びして訂正いたします。）

雪だるま基金は、八木先生をはじめ皆様のご協力により、十二月二十日現在一、五三二、四七七円となりました。今後とも一層のご支援をお願い致します。

### 〔雪だるま基金納入方法〕

郵便振替口座 小樽五―一七二八  
口座名 ㈱北海道自然保護協会  
※振替用紙は郵便局窓口にあります。

## 寄付金

このたび「北海道花の名店会」様より一〇万円のご寄付をいただき、雪だるま基金と一般寄付とに五万円ずつ受け入れました。ありがとうございます。

## 寄贈図書

寄贈者 北海道自然保護連合  
・「知床全国シンポジウム」

寄贈者 八木健三

・「高レベル放射性廃棄物問題調査研究報告書」

・「地形学と環境」日本地形学連合一九九〇年度秋季大会シンポジウム  
寄贈者 日本林学会九州支部

・「日本林学会九州支部研究論文集」第三二号  
寄贈者 市立名寄図書館

・「名寄歴史地図史料集」名寄叢書第九号  
寄贈者 鮫島惇一郎

・「無人島は語る」  
寄贈者 新妻 博

・「森からの通信」  
寄贈者 北方圏センター

・「今日における環境問題への挑戦」  
寄贈者 富田充俊

・「オリジナルソングブック」  
寄贈者 大雪と石狩の自然を守る会

・「カムイミントラ」ひぐま大学十周年記念号

## 購入図書

図書名

・「現代農業―手づくり・リゾート・ふるさと―」

・「図説北海道経済」

## NC編集室より

・あけましておめでとうございます。本年もご協力をお願いいたします。

・次号は二月二十日原稿締め切り、三月下旬発行予定です。皆さんからの投稿をお待ちしています。原稿は八〇〇字から一、五〇〇字まで、なるべく原稿用紙縦書きでお願いします。

・このNCは大坊さん、松野さんのご協力により作成いたしました。

（紺谷・土方）

## 事務局からのお願い

・現在入会案内「北の自然はいま」の改訂作業を進めています。湿原、ヒグマ、山と森、海岸の四種類のカラー写真を掲載する予定ですが、どなたか写真を貸していただけますか。ご協力をお願いします。

・会費納入については日頃ご協力をいただいておりますが、未納の方もおりますので至急納入をお願いいたします。

また住所・連絡場所及び会員種

別を変更された方は、お手数でも早目にお知らせ下さい。

個人A会員 四、〇〇〇円

個人B会員 二、〇〇〇円

（A会員と同一世帯の会員）

学生会員 二、〇〇〇円

団体会員 一〇、〇〇〇円

〔会費納入方法〕

郵便振替口座 小樽一―四〇五五

北海道拓殖銀行本店〇一七二五九

（普通）

北海道銀行本店 一〇一四四四

（普通）

一九九一年一月二十一日

〒札幌市中央区北三十四―二 加森ビル5 六階

発行所 ㈱北海道自然保護協会

電話 〇二二―二五一一五 四六五

発行人 小 暮 得 雄

印刷 ㈱北海道機関紙印刷所

この紙は再生紙を使用しています